

第131期定時株主総会 招集ご通知

日時 平成26年6月20日（金曜日）午前10時

場所 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室

株式会社 八十二銀行

証券コード：8359

目次

第131期定時株主総会招集ご通知 …………… 1

(添付書類)

第131期事業報告

1. 当行の現況に関する事項…………… 3
2. 会社役員（取締役及び監査役）に
関する事項…………… 15
3. 社外役員に関する事項…………… 16
4. 当行の株式に関する事項…………… 18
5. 当行の新株予約権等に関する事項…………… 19
6. 会計監査人に関する事項…………… 20
7. 業務の適正を確保する体制…………… 21

計算書類

- 貸借対照表 …………… 24
損益計算書 …………… 25
株主資本等変動計算書 …………… 26

連結計算書類

- 連結貸借対照表 …………… 28
連結損益計算書 …………… 29
連結株主資本等変動計算書 …………… 30

監査報告書

- 会計監査人の監査報告書 謄本…………… 31
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本 …… 32
監査役会の監査報告書 謄本…………… 33

(株主総会参考書類)

- 第1号議案 剰余金の処分の件…………… 35
第2号議案 取締役2名選任の件…………… 36
第3号議案 監査役2名選任の件…………… 37

インターネット等による議決権行使の
お手続きについて …………… 39
株主総会会場ご案内図

(証券コード8359)
平成26年6月4日

株 主 各 位

長野市大字中御所字岡田178番地8
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 湯本昭一

第131期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第131期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成26年6月19日（木曜日）午後5時まで議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**上記の行使期限までに**到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による議決権行使]

当行指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って**上記の行使期限までに**議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、39頁から40頁の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室

3. 目的事項

報告事項 (1) 第131期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 事業報告の内容および計算書類の内容報告の件

(2) 第131期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役2名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<http://www.82bank.co.jp/company/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①計算書類の個別注記表
 - ②連結計算書類の連結注記表なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」および「連結注記表」も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ホームページ (<http://www.82bank.co.jp/company/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。
 - ◎ 紙資源節約のため、本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましては軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔当行の主要な事業内容〕

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

〔金融経済環境〕

25年度のわが国経済は、円安の進展や米国経済の緩やかな回復により輸出が持ち直したほか、財政政策による公共工事の増加に加え、消費税増税前の駆け込み需要から実質GDP成長率が三四半期連続のプラス成長となるなど、景気は回復傾向を辿りました。

当行の主要な営業基盤である長野県経済においても、輸出の回復を受け、生産は緩やかながら上昇し、企業の景況感は大きく改善しました。需要面においては、設備投資は製造業を中心に低水準ながら持ち直しの動きが見られ、住宅投資も低金利の持続や駆け込み需要の増加から持家を中心に新設着工戸数が前年を大幅に上回って推移しました。公共投資においても国・県・市町村ともに工事額は前年を大きく上回りました。個人消費は消費マインドの改善に加え、増税前の前倒し消費などの影響もあり堅調に推移しました。

金融面においては、日銀の金融緩和政策や堅調な企業業績、米国の景気回復観測等により安全資産からリスク資産への資金流入の変化が見られました。10年物国債利回りは、期初0.5%台から0.3%に急落した後1.0%まで上昇しましたが、その後は緩やかに低下を続け、年度後半は0.6%前後での推移となりました。

株式相場は、日経平均株価が期初1万2千円台でスタートし一時1万5千円台まで上昇しました。6月には米国金融緩和の早期縮小観測や中国景気の後退懸念を受けて1万2千円台まで下落しましたが、12月には企業業績の回復傾向もあり再び1万6千円台まで上昇しました。年明け以降は円高が進行したこともあり緩やかな低下を続け、期末には1万4千円台となりました。

【事業の経過及び成果】

こうした金融経済環境のもと、当行は24年度から26年度までの3カ年を計画期間とする第29次長期経営計画「お客さまの発展、私たちの変革、インフラの進化 ～3つの挑戦～」に基づき、株主各位をはじめとして地域社会の皆様のご期待にお応えするため、以下のとおり積極的な営業と経営体質の強化に意を注いでまいりました。

○個人向け商品・サービス等

個人ローンにつきましては、環境配慮型住宅の新築や太陽光発電システム設置などのリフォーム、エコカー減税の対象となる低公害車の購入などに際し、特別金利の各種商品をご用意いたしました。また、お客さまの幅広い資金ニーズにお応えするためカードローン<はちののかん太くんカード>のご利用限度額を増額いたしました。

少子高齢化が急速に進むなか、お客さまの多様なニーズにお応えするため、「教育資金一括贈与預金（はちのの教育応援預金）」、「成年後見制度取次ぎサービス」および「相続定期預金プラン」の取扱を開始したほか、「相続セミナー」を開催いたしました。

投資信託につきましては、お客さまの多様な運用ニーズにお応えするとともにNISA制度開始も踏まえて、新たに追加型投信7商品の取扱開始および単位型投信2商品の販売をいたしました。保険商品につきましては、お客さまの幅広い保障ニーズにお応えするため、生命保険9商品（一時払保険4商品、平準払保険5商品）の販売を開始いたしました。金融商品仲介業務では、全店舗で八十二証券の商品を取扱い可能とし、商品も拡充いたしました。

また、お客さま向けの情報提供を充実させるため、長野県内各地区において「資産運用セミナー」を開催いたしました。

○法人向け商品・サービス等

事業資金につきましては、お客さまの設備投資や事業成長をサポートする融資商品、経営改善に取り組まれるお客さま専用の融資商品の取扱を開始し、融資の取組みを強化してまいりました。また、お客さまの事業展開に対するビジネスマッチング・M&A・事業承継・公的支援制度利用サポート等のソリューション提供に加え、25年7月の農業6次産業化ファンド「信州アグリイノベーションファンド」設立や長野県内への企業誘致・移住推進・創業開業支援等、地域活性化への取組みも強化してまいりました。

お客さまのアジアにおける事業展開をサポートするため、香港、上海および大連で商談会を開催したほか、現地の投資環境を実感いただく機会として、香港・大連およびバンコクの当行駐在員によるセミナーやミャンマー視察を実施いたしました。また、新たにフィリピンのバンコ・デ・オロ、マレーシアのCIMB銀行、インドのインドステイト銀行と提携し、全11行との連携体制を構築いたしました。

○中小企業等に対する金融円滑化への取組み

「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」ことを経営理念とする当行は、個人のお客さまはもとより中堅・中小企業のお客さまに対し、資金繰りへの対応をはじめ経営改善計画から経営戦略等、様々な経営課題について支援していくことが重大な使命と考えております。

20年11月に「中小企業融資方針」を定め、21年12月には「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」、いわゆる「金融円滑化法」の施行を受け、「八十二銀行の金融円滑化への取組方針」を公表し、体制を整備するとともに取組みを徹底してまいりました。

金融円滑化法期限到来後も当行の融資姿勢等は何ら変わることはなく、条件変更のお申込みに対して柔軟に対応し、26年3月末までに中小企業のお客さま約53,000件、住宅資金ご利用のお客さま約2,600件の条件変更に対応してまいりました。

引続き条件変更の申し出に対し真摯に対応していくとともに、今後は従来以上に、地域経済への円滑な資金供給や、お客さまの経営改善や事業再生に向けた支援に取り組んでまいります。

○店舗、システム等

25年5月に、昭和通営業部内に「82プラザ昭和通」を開設し、個人のお客さまが土日祝日も相談いただけるよう態勢を整備してまいりました。店舗設備につきましましては、引続きバリアフリー化を進めており、高齢のお客さまやお身体の不自由なお客さまに配慮した店舗づくりを行っております。また26年4月からイーネットとのATM提携を開始し、お客さまの利便性向上を図っております。

システム面では、お客さまに安心してご利用いただくために、個人向けインターネットバンキングに60秒ごとに切り替わる「ワンタイムパスワード」を導入するなど、セキュリティを強化してまいりました。また、災害対策としてシステムのバックアップセンターの高度化を図るなどシステムリスク管理態勢を強化しております。

事務態勢面では、営業店の店頭受付態勢や事務手続きの改革に取り組んできた結果、25年までの3年間で内部事務量を約150人分削減いたしました。

また、システム共同化に合意した地方銀行で組成する「じゅうだん会」（八十二・山形・筑波・武蔵野・阿波・宮崎・琉球）において、事務手順や商品・サービスの統一化の検討を進めるなど、共同化効果の拡大にも継続的に取り組みました。

○環境保全活動

当行は環境保全活動をCSRの根幹と位置づけ積極的かつ継続的に取り組んでおります。25年度は、森林整備活動「八十二の森」活動のほか、中川村や木島平村で植樹を実施し、延べ1,115名の役職員が参加いたしました。

また当行は、環境省が主導する「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」において、運営委員および「預金・貸出・リース業務ワーキンググループ」座長を務めるなど、環境省・長野県などの行政や県内外の金融機関とも協働し、金融界における環境経営の普及・促進に取り組みました。

次に当期の業績は以下になりました。

○預金・貸出金等

預金は、個人預金および法人預金等が増加したことから、期中1,779億円増加して期末残高は6兆13億円となりました。

なお、個人向けの国債等公共債の保護預り残高は期中671億円減少して期末残高は2,247億円で、投資信託は期中101億円減少して期末残高は1,651億円となりました。

貸出金は、長野県内の事業性資金が減少したものの、地方公共団体向けおよび個人向けの資金等が増加したことから、期中725億円増加して期末残高は4兆4,424億円となりました。このうち中小企業向けの貸出の期末残高は1兆4,063億円、個人向けの貸出の期末残高は1兆6億円となっております。

○有価証券

有価証券につきましては、収益増加を目的とした外国証券等の増加および株式相場の上昇による株式の増加などにより、期末残高は期中1,086億円増加して2兆3,742億円となりました。

○損益の状況

経常収益は、有価証券利息配当金等が増加したことにより資金運用収益が増加したほか、国債等債券売却益等の「その他業務収益」および株式等売却益等の「その他経常収益」が増加したことから、前期比86億6千8百万円増加して1,301億1千2百万円となりました。

また、経常費用は金銭の信託運用損等の「その他経常費用」および営業経費が減少したものの、国債等債券売却損等の「その他業務費用」および譲渡性預金利息等の資金調達費用が増加したことから、前期比16億6千2百万円増加して896億3千万円となりました。

この結果、経常利益は前期比70億5百万円増加して404億8千1百万円となりました。

特別利益は前期比2千9百万円減少して7千3百万円となり、特別損失は前期比2億9千6百万円減少して3億8千4百万円となりました。

以上により、当期純利益は前期比41億6千7百万円増加して247億1千3百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比65億4千3百万円増加して463億7千5百万円となり、当期純利益が前期比43億6千8百万円増加して265億1千9百万円となりました。

○その他

銀行の健全性を示す総自己資本比率は、国際統一基準の8%を単体・連結とも10%程度上回っており、引続き高い水準を維持しております。

【対処すべき課題】

昨年の日本経済は、日銀の異次元の金融緩和による円高是正・株価上昇など、先行きへの期待感を背景に景気の持ち直しが見られましたが、今年に入り株価が不安定な動きを見せている中で消費税が増税されるなど、経済の発展・成長に向け正念場を迎えています。

長野県内でも消費税増税前の駆け込み需要もあり、住宅着工件数や個人消費が増加するなど、景気回復の兆しが見えつつありますが、高齢化の進展や取引先の海外移転といった構造的な課題は今なお継続しております。

当行の経営環境は、市場金利の低下と競争の激化を要因とした貸出金利回りの低下や、長野県内の事業所数減少などを要因とした県内事業性貸出金残高の伸び悩みといった構造的な課題を抱えております。こうした厳しい環境下において、長野県を中心とした地域の発展に寄与し、皆様のご期待にお応えしていくことこそが、当行が対処すべき最大の課題であり、当行の発展につながるものと考えております。

事業を営むお客さまに対しては、厳しい経営環境に置かれているお客さまも含め資金供給ならびに経営改善面でのサポートをより一層強化するとともに、海外進出・創業支援といった事業展開や、事業承継・M&Aといった事業戦略などのご相談にこれまで以上に積極的に取組み、地域に元氣と活力を呼び戻すべく取組んでいかなければならないと考えております。

個人のお客さまに対しては、多様化する資産運用ニーズに対応すべく「少額投資非課税制度」いわゆる「NISA」や「相続預金」といった商品をご提供してまいりました。これらの取組みを深化させるとともに、今後もお客さまのお役に立つ商品をご提供し、一生涯を通じて取引いただける銀行としてご相談機能を充実させていく所存です。

銀行システム等インフラ面においては、利便性向上や業務効率化に加え、強固なセキュリティが求められる時代になりました。当行も店頭受付態勢の整備、ATMやインターネットバンキングの機能強化に取り組んでまいりましたが、お客さまの利便性向上はもとより、安心してご利用いただけるサービスをご提供できるよう、今後もスピード感をもって対応してまいります。

これらの取組みを実現するにあたっては、我々役職員一人ひとりの意識と行動力が重要であり、職員の育成にあたり「自ら考え行動できる人」になることを目標に取り組んでまいりました。今後も自立して積極的に行動していく人材を育てるとともに、これまで以上に女性の活躍推進にも取り組んでまいります。

昨年8月1日に当行は創立82周年を迎えることができました。これもひとえに株主の皆様、地域の皆様のご支援の賜物と心より感謝申し上げますとともに、引続き皆様のご期待にお応えすべく努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
預 金	55,764	56,700	58,233	60,013
定期性預金	24,964	25,309	25,144	24,928
その他	30,799	31,390	33,089	35,084
貸 出 金	41,658	42,341	43,699	44,424
個人向け	8,523	8,945	9,469	10,006
中小企業向け	15,125	14,620	14,562	14,063
その他	18,009	18,775	19,666	20,354
特定取引資産 (トレーディング資産)	350	264	389	210
特定取引負債 (トレーディング負債)	82	81	67	64
有 価 証 券	16,692	19,901	22,656	23,742
国 債	8,789	11,066	12,928	12,631
地 方 債	829	858	860	896
その他	7,073	7,977	8,867	10,215
総 資 産	62,469	65,551	72,048	75,343
内 国 為 替 取 扱 高	437,906	439,181	464,704	488,649
外 国 為 替 取 扱 高	40,995 ^{百万ドル}	51,664 ^{百万ドル}	32,798 ^{百万ドル}	36,262 ^{百万ドル}
経 常 利 益	32,216 ^{百万円}	28,424 ^{百万円}	33,476 ^{百万円}	40,481 ^{百万円}
当 期 純 利 益	19,253 ^{百万円}	16,744 ^{百万円}	20,546 ^{百万円}	24,713 ^{百万円}
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	36 98 ^{円 銭}	32 76 ^{円 銭}	40 45 ^{円 銭}	48 81 ^{円 銭}
信 託 財 産	5	5	5	5
信 託 報 酬	3 ^{百万円}	3 ^{百万円}	3 ^{百万円}	3 ^{百万円}

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 貸出金のうち個人向け及び中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。
3 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株数)で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
連結経常収益	1,619	1,637	1,624	1,692
連結経常利益	387	352	398	463
連結当期純利益	202	173	221	265
連結純資産額	4,650	4,926	5,632	5,940
連結総資産	62,938	66,012	72,549	75,877

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,223人	3,242人
平均年齢	40年 10月	40年 5月
平均勤続年数	15年 7月	15年 4月
平均給与月額	391千円	398千円

- (注) 1 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
長 野 県	134店 うち出張所 (10)	135店 うち出張所 (11)
新 潟 県	4 (ー)	4 (ー)
東 京 都	6 (ー)	6 (ー)
埼 玉 県	5 (ー)	5 (ー)
群 馬 県	2 (1)	2 (1)
愛 知 県	1 (ー)	1 (ー)
岐 阜 県	1 (ー)	1 (ー)
大 阪 府	1 (ー)	1 (ー)
国 内 計	154 (11)	155 (12)
ア ジ ア	1 (ー)	1 (ー)
海 外 計	1 (ー)	1 (ー)
合 計	155 (11)	156 (12)

(注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、店舗外現金自動設備を204か所（前年度末203か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を10,149か所（長野県内147か所、県外10,002か所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を17,957か所（長野県内438か所、県外17,519か所）それぞれ設置しております。また、店舗出店規制緩和を受け、窓口営業を行わない法人取引専門営業所を1か所（前年度1か所）設置しております。なお、前年度末に1か所設置しておりました付随業務取扱事務所は廃止により当年度末には設置していません。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

(注) 1 出張所の廃止（1か所）

ローンプラザ大通り出張所

2 付随業務取扱事務所の廃止（1か所）

HaLuCaカードセンター

3 店舗外現金自動設備の新設（6か所）

ザ・ビッグ佐久インターウェブ店、長和和紙の里、長電長野駅、ツルヤー本木店、ツルヤ青木島店、イオンタウン長野三輪

4 店舗外現金自動設備の廃止（5か所）

アークス、ツルヤー本木店、JR長野駅、小諸市役所、長野大通り

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	7,028
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,890
事務機器・システム機器の導入・更改等	1,856
研修所の新築	1,293

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は親会社を有していません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社の議決権比率	他の議決権比率	その他
八十二ビジネスサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	銀行業務に係る事務代行業務	昭和56年8月1日	百万円 110	100.00	—	—
八十二スタッフサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	銀行業務に係る労働者の派遣業務	昭和61年9月11日	20	100.00	—	—
八十二亜細洲有限公司 (Hachijuni Asia Limited)	Suites 1503-1504, The Hong Kong Club Building, 3A Chater Road, Central, Hong Kong	投資業務	平成元年1月25日	2,161 (21,000千米ドル)	100.00	—	—
八十二証券株式会社	長野県上田市常田2丁目3番3号	有価証券の売買有価証券売買の媒介、取次及び代理	昭和24年5月11日	800	100.00	—	—
やまびこ債権回収株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	債権管理回収業務	平成12年6月2日	510	99.00	—	—
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	昭和49年6月10日	200	25.75	—	—
株式会社八十二ディーシーカード	長野県長野市南石堂町1279番地3	クレジットカード業務	昭和57年8月2日	30	5.00	—	—
八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	信用保証業務	昭和58年12月1日	30	5.00	—	—
八十二システム開発株式会社	長野県長野市大字南長野西後町1597番地1	システム開発	昭和58年12月5日	40	5.00	—	—
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	昭和59年9月17日	200	10.00	—	—

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社の議決権比率%	その他
八十二オートリース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	平成17年10月3日	百万円 100	0.00	—

(注) 1 八十二亜洲有限公司の資本金換算額は、決算日の為替相場により換算し、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 連結対象子会社等は上記11社であります。当期の連結経常収益は169,297百万円、連結当期純利益は26,519百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携（略称「ACS」）により、現金自動設備の相互利用による現金引出し等のサービスを提供しております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）および労働金庫との提携（略称「MICS」）により、現金自動設備の相互利用による現金引出し等のサービスを提供しております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称「CNS」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入金取引明細等のデータ授受サービスを提供しております。
4. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと提携し、共同設置現金自動設備による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しております。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行の現金自動設備での現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しております。
6. 当行が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しております。
7. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しております。
8. 長野県内6信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、現金自動設備の相互利用による現金引出し等を無料または割引にて利用可能としております。
9. 株式会社イーネットと提携し、共同設置現金自動設備による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しております。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山浦愛幸	取締役会長 (代表取締役) 監査部担当	—	—
湯本昭一	取締役頭取 (代表取締役) 業務統括部 システム部 東京事務所担当	—	—
曲淵文昭	取締役副頭取 (代表取締役) 人事統括部 秘書室担当	—	—
小松哲夫	常務取締役 支店支援部 個人国際部担当	—	—
竹鼻賢一	常務取締役 総務センター 融資業務センター担当	—	—
太田英行	常務取締役 本営業務部長	—	—
小池輝幸	常務取締役 融資統括部 金融市場部担当	—	—
中村博	取締役	—	—
草間三郎	取締役（社外役員）	—	—
滝澤亮	常勤監査役	—	—
齊藤明雄	常勤監査役	—	—
堀井朝運	監査役（社外役員）	—	—
宮澤建治	監査役（社外役員）	—	弁護士
門多丈	監査役（社外役員）	—	—

(注) 1 取締役 草間三郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

2 監査役 堀井朝運、宮澤建治及び門多 丈は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

3 平成25年6月21日開催の第130期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役 水沢博敏は辞任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数 (人)	報 酬 等
取 締 役	11	332 (143)
監 査 役	5	75 (—)
計	16	407 (143)

- (注) 1 ()は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。
- 2 支給人数には当事業年度に退任した取締役2名を含めております。
- 3 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬としての支給予定額60百万円及び株式報酬型ストックオプション報酬額73百万円及び前事業年度にかかる業績連動型報酬10百万円を含めております。
- 4 当行の取締役の報酬につきましては、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の3つからなっております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。
- 確定金額報酬は月額25百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬額につきましては株式報酬型ストックオプションとし、新株予約権を月額100百万円以内の範囲で割り当てること株主総会で定められております。
- 監査役の報酬につきましては、確定金額報酬からなっております。確定金額報酬額につきましては、月額8百万円以内とすることが株主総会で定められており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

3. 社外役員に関する事項

- (1) 社外役員の兼職その他の状況
- 重要な兼職はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
草間三郎	9ヶ月	平成25年6月の就任後に開催された取締役会13回全てに出席しました。	必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行なっております。
堀井朝運	10年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会19回中18回、監査役会15回中14回に出席しました。	必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行なっております。
宮澤建治	7年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会19回中17回、監査役会15回全てに出席しました。	必要に応じ、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行なっております。
門多丈	6年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会19回中18回、監査役会15回全てに出席しました。	必要に応じ、主に国際金融と企業投資に関する幅広い見識に基づいて発言を行なっております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
草間三郎	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
堀井朝運	
宮澤建治	
門多丈	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数(人)	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4	20 (—)	—

(注) ()は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 2,000,000千株
 発行済株式の総数 521,103千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 18,675名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,364 ^{千株}	4.02%
日本生命保険相互会社	17,000	3.35
明治安田生命保険相互会社	16,417	3.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	12,511	2.47
信越化学工業株式会社	11,830	2.33
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	11,441	2.26
昭和商事株式会社	10,201	2.01
東京海上日動火災保険株式会社	9,598	1.89
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	9,160	1.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,392	1.65

- (注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
 2 持株比率は、持株数を発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。
 3 当行は、平成26年3月31日現在、自己株式を14,850千株保有しておりますが、上記から除外しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 名称 第1回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 31,500株 (3) 新株予約権の行使期間 平成20年7月29日から平成45年7月28日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	(1) 名称 第2回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 61,700株 (3) 新株予約権の行使期間 平成21年7月28日から平成46年7月27日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名
	(1) 名称 第3回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 67,800株 (3) 新株予約権の行使期間 平成22年8月3日から平成47年8月2日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名
	(1) 名称 第4回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 119,600株 (3) 新株予約権の行使期間 平成23年8月9日から平成48年8月8日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 名称 第5回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 119,600株 (3) 新株予約権の行使期間 平成24年8月7日から平成49年8月6日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	6名
	(1) 名称 第6回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 129,300株 (3) 新株予約権の行使期間 平成25年8月6日から平成50年8月5日まで (4) 権利行使価額 (1株あたり) 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名
社外 取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 岸野 勝 指定有限責任社員 五十幡 理一郎 指定有限責任社員 杉田 昌則	81	(非監査業務の内容) 海外活動に関する相談業務 顧客向けセミナー関連業務 個人データ管理態勢外部評価業務 法人営業担当者向け研修関連業務

(注) 1 当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は103百万円でありませぬ。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ.会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

その他の事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると当行が判断した場合には、株主総会に会計監査人の解任または不再任議案を提出いたします。

ロ.八十二亜洲有限公司は、Deloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

7. 業務の適正を確保する体制

平成26年5月1日現在、当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において定めている事項は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、企業価値向上と企業市民としての社会的責任を果たすため、企業統治、企業倫理、情報開示等にかかる基本原則として「コーポレートガバナンス原則」を定め、法令および定款ならびに「コーポレートガバナンス原則」を遵守する。

(2) 取締役会は、取締役会規程に基づき適切な運営を行う。原則として毎月1回以上これを開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。

(3) 取締役会は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、警察等の外部機関と積極的に連携をしながら、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断するための体制整備に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理については、法令等の定めに基づいて文書等を保存・管理するほか、情報資産保護方針規程等の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。

(2) 諸規程の適正な運用を図るとともに、新たな情報保存方法・媒体等への対応、漏洩防止対策の構築など、必要に応じて体制の見直しを図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、統合的リスク管理規程により損失発生リスクに応じた所管部署を定め、リスクの把握・管理を行う。複数部門にわたるリスクについては、リスク統括部署において統合的なリスク管理を行う。

(2) リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、統合的リスク管理規程・非常事態対策管理規程等に基づき、適切に対応する体制の維持・充実を図る。

(3) 新たな損失発生リスクを監視・抽出するとともに、不測の事態発生時における損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき原則として毎月1回以上開催する。当行の経営方針および経営戦略に係る重要事項については、常務取締役以上で構成される経営会議において、事前に協議を行い、その審議を経て取締役会において執行決定を行う。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職制規程および職務権限規程等により、業務所管部署の責任と権限を定め、迅速・着実に執行する。必要に応じて、これらの諸規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス方針規程にコンプライアンスに関する基本方針を定めるとともに、コンプライアンス徹底のための行動基準をコンプライアンスマニュアルに定め、当行に勤務する全ての者が遵守する。
 - (2) 常務取締役以上で構成するコンプライアンス・オペレーショナルリスク会議の審議を経て、年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会にて決定し、コンプライアンス体制の維持・充実を図る。
 - (3) 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止や既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制を整備し、その適正な運用を図る。

6. 当行ならびに連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 連結子会社を中心とするグループ法人全てにおける企業集団としての業務の適正を確保するため、グループ法人管理規程・グループ法人管理基準を定める。
 - (2) 本規程等に基づき、グループ法人の経営上の重要事項に関する当行への協議および報告を通じて、連結子会社等の経営管理を行う。
 - (3) 必要に応じて、本規程等の見直しを行い、八十二銀行グループにおける業務の適正を確保する体制の充実を図る。
 - (4) 当行および連結子会社は、財務報告の適切性・信頼性を確保するため、関連法令等に従い、財務報告に係る内部統制体制を整備する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 執行部門から独立した組織として、監査役会事務局を設置する。
 - (2) 監査役の職務を補助すべき使用人として、当行使用人のなかから監査役会事務局に補助者を配属する。
 - (3) 監査役会事務局の執行部門からの独立性を確保するため、補助者の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役および使用人の監査役に対する報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役および使用人は、監査役会が定める監査役監査基準に基づいて、監査役の職務執行に必要な報告を行う。
 - (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

第131期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	金	額
経常収益	89,457	130,112
貸出金	57,649	
貸有価証券	30,993	
預金	84	
その他の金	174	
利息	553	
配当	3	
当利	17,824	
利息	5,345	
手数料	12,478	
料	226	
益	57	
証券	150	
商品	18	
取引	13,904	
収益	497	
買	12,845	
却	552	
還	9	
益	8,696	
立	8	
益	2,263	
証券	3,685	
運用	2,738	
収益	89,630	
経常費用	8,864	
預金	2,339	
利息	452	
利	89	
払	197	
利息	104	
息	5,289	
息	390	
費用	7,451	
手数料	1,062	
費用	6,388	
費用	7,008	
却	6,991	
損	17	
費用	58,787	
費用	7,519	
入	112	
額	91	
却	286	
損	164	
却	3,945	
損	2,918	
費用	40,481	
経常利益		40,481

(単位：百万円)

科 目		金 額
特 別 利 益	分 益	73
特 別 損 失	分 損 失	384
固 定 資 産 減 損		190
引 当 金 減 損		194
税 引 前 当 期 純 利 益		40,170
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		11,875
法 人 税 等 調 整 額		3,581
法 人 税 等 合 計		15,457
当 期 純 利 益		24,713

第131期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	52,243	29,609	29,609	47,610
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩				
別 途 積 立 金 の 積 立				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	52,243	29,609	29,609	47,610

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計	
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	860	50	257,600	28,512		
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△ 5,821	△ 5,821	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	68			△ 68	—	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	△ 17			17	—	
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩		△ 50		50	—	
別 途 積 立 金 の 積 立			16,000	△ 16,000	—	
当 期 純 利 益				24,713	24,713	
自 己 株 式 の 取 得						△ 21
自 己 株 式 の 処 分				△ 5	△ 5	51
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	51	△ 50	16,000	2,885	18,886	30
当 期 末 残 高	911	—	273,600	31,397	353,519	△ 7,179

(単位：百万円)

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	株 主 資 本 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	409,276	134,058	△ 15,330	118,728	204	528,208
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△ 5,821					△ 5,821
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立	—					—
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—					—
固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 の 取 崩	—					—
別 途 積 立 金 の 積 立	—					—
当 期 純 利 益	24,713					24,713
自 己 株 式 の 取 得	△ 21					△ 21
自 己 株 式 の 処 分	45					45
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		3,264	4,986	8,251	29	8,280
当 期 変 動 額 合 計	18,916	3,264	4,986	8,251	29	27,197
当 期 末 残 高	428,192	137,322	△ 10,343	126,979	233	555,405

第131期末 (平成26年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	478,425	預 金	5,986,880
コールローン及び買入手形	23,088	譲 渡 性 預 金	528,951
買 入 金 銭 債 権	53,493	コールマネー及び売渡手形	19,215
特 定 取 引 資 産	21,002	債券貸借取引受入担保金	125,270
金 銭 の 信 託	63,909	特 定 取 引 負 債	6,431
有 価 証 券	2,379,140	借 用 金	121,626
貸 出 金	4,393,259	外 国 為 替	1,063
外 国 為 替	18,155	そ の 他 負 債	101,534
リース債権及びリース投資資産	60,403	退職給付に係る負債	14,927
そ の 他 資 産	61,608	睡眠預金払戻損失引当金	700
有 形 固 定 資 産	38,026	偶 発 損 失 引 当 金	1,269
建 物	11,083	特 別 法 上 の 引 当 金	9
土 地	14,945	繰 延 税 金 負 債	46,722
リ ー ス 資 産	159	支 払 承 諾	39,079
建 設 仮 勘 定	1,525	負 債 の 部 合 計	6,993,682
その他の有形固定資産	10,313	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	5,169	資 本 金	52,243
ソ フ ト ウ ェ ア	4,532	資 本 剰 余 金	29,674
その他の無形固定資産	637	利 益 剰 余 金	367,343
退職給付に係る資産	16,729	自 己 株 式	△ 7,179
繰 延 税 金 資 産	3,182	株 主 資 本 合 計	442,081
支 払 承 諾 見 返	39,079	その他有価証券評価差額金	137,540
貸 倒 引 当 金	△ 66,935	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 10,343
投 資 損 失 引 当 金	△ 3	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 413
資 産 の 部 合 計	7,587,735	退職給付に係る調整累計額	△ 1,693
		その他の包括利益累計額合計	125,090
		新 株 予 約 権	233
		少 数 株 主 持 分	26,646
		純 資 産 の 部 合 計	594,052
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,587,735

第131期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	169,297
資金運用収益	89,756
貸出金利息	57,793
有価証券利息配当金	31,099
コールローン利息及び買入手形利息	84
預け金の利息	182
その他の受入利息	596
信託報酬	3
役務取引等収益	21,610
特定取引収益	1,715
その他の業務収益	47,553
その他の経常収益	8,658
償却債権取立益	26
その他の経常収益	8,631
経常費用	122,922
資金調達費用	8,974
預金利息	2,334
譲渡性預金利息	452
コールマネー利息及び売渡手形利息	89
債券貸借取引支払利息	197
借入金利息	211
その他の支払利息	5,688
役務取引等費用	6,057
その他の業務費用	35,869
営業経常費用	63,603
その他の経常費用	8,417
貸倒引当金繰入額	871
その他の経常費用	7,545
経常特別利益	46,375
固定資産処分益	73
特別損失	399
固定資産処分損失	201
減損	195
金融商品取引責任準備金繰入額	2
税金等調整前当期純利益	46,049
法人税、住民税及び事業税	13,457
法人税等調整額	3,626
法人税等合計	17,083
少数株主損益調整前当期純利益	28,966
少数株主利益	2,446
当期純利益	26,519

第131期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	52,243	29,674	346,651	△ 7,209	421,358
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 5,821		△ 5,821
当期純利益			26,519		26,519
自己株式の取得				△ 21	△ 21
自己株式の処分			△ 5	51	45
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	20,692	30	20,723
当 期 末 残 高	52,243	29,674	367,343	△ 7,179	442,081

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計
当 期 首 残 高	134,197	△ 15,330	△ 824	—	118,042
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,342	4,986	411	△ 1,693	7,047
当期変動額合計	3,342	4,986	411	△ 1,693	7,047
当 期 末 残 高	137,540	△ 10,343	△ 413	△ 1,693	125,090

(単位：百万円)

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	204	23,632	563,238
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△ 5,821
当期純利益			26,519
自己株式の取得			△ 21
自己株式の処分			45
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	29	3,013	10,090
当期変動額合計	29	3,013	30,813
当 期 末 残 高	233	26,646	594,052

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

株式会社 八 十 二 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十幡 理一郎[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 田 昌 則[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

株式会社 八 十 二 銀 行
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岸 野 勝 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 五十幡 理一郎 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉 田 昌 則 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月16日

株式会社 八十二銀行 監査役会

常勤監査役	滝澤	亮	Ⓔ
常勤監査役	齊藤	明雄	Ⓔ
社外監査役	堀井	朝運	Ⓔ
社外監査役	宮澤	建治	Ⓔ
社外監査役	門多	丈	Ⓔ

<ご参考>

第131期末信託財産残高表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	303	金 銭 信 託	508
信 託 受 益 権	178		
現 金 預 け 金	26		
合 計	508	合 計	508

(注) 共同信託他社管理財産はございません。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は該当がありません。

(備考) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

配当金につきましては、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、安定配当に加え、業績連動型配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、1株につき6円といたしたいと存じます。なお、中間配当金5円と合わせた年間配当金は、11円であります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項および総額

当行普通株式 1株につき6円

配当総額 3,037,516,248円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月23日

2. 剰余金の処分に関する事項

将来に備え企業体質を強化するため、繰越利益剰余金180億円を取崩し、別途積立金として計上するものであります。

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 18,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 18,000,000,000円

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役のうち、山浦愛幸、中村 博の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い取締役2名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (当行における地位および担当、重要な兼職の状況)	候補者の有する 当行の株式数
1	やま うら よし ゆき 山 浦 愛 幸 (昭和21年) (7月30日生)	昭和44年4月 当行入行 平成元年2月 当行国際部副部長、引続き 国際部副部長兼ロンドン駐 在員事務所長、上田支店副 支店長、県庁内支店長、伊 那支店長 平成10年6月 当行取締役 検査部長委嘱 平成11年6月 当行常務取締役 本店営業 部長委嘱 平成13年6月 当行常務取締役 平成15年6月 当行専務取締役 平成17年6月 当行取締役頭取 平成25年6月 当行取締役会長 監査部担当 現在に至る	107,139株
2	はま むら く にお 浜 村 九二雄 (昭和32年) (6月9日生)	昭和55年4月 当行入行 平成14年2月 当行鼎支店長、引続き審査二 部付、融資部付、融資部副 部長、松本営業部営業一部 長、東京営業部営業一部 長、小諸エリア小諸支店長 平成23年6月 当行執行役員融資部長 平成25年6月 当行執行役員企画部長 現在に至る	4,244株

(注) 候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役のうち、宮澤建治、滝澤 亮の2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。これに伴い監査役2名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (当行における地位、重要な兼職の状況)	候補者の有する 当行の株式数
1	みやざわ けんじ 宮澤 建治 (昭和15年) (9月30日生)	昭和42年4月 青森地方・家庭裁判所 判事補任官 昭和46年3月 横浜地方・家庭裁判所 判事補退官 昭和46年4月 弁護士登録（長野県弁護士会） 現在に至る 昭和58年4月 長野県弁護士会会長（2期） 平成5年4月 日本弁護士連合会監事（1期） 平成11年4月 日本弁護士連合会副会長（1期） 平成18年6月 当行監査役 現在に至る	48,377株
2	みやした ひろし 宮下 浩 (昭和32年) (2月8日生)	昭和55年4月 当行入行 平成14年6月 当行あづみ松川支店長、引続き池袋支店長、リスク統括部長、須坂エリア須坂支店長 平成22年6月 当行執行役員須坂エリア須坂支店長 平成23年6月 当行常務執行役員本店営業部長 現在に至る	21,451株

- (注) 1. 候補者と当行との間にいずれも特別の利害関係はありません。
 2. 宮澤建治氏は社外監査役候補者であります。なお、当行は宮澤建治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
 (1) 社外監査役として選任する理由
 宮澤建治氏につきましては、弁護士としての専門的見識から経営監視機能を発揮し、監査役としての役割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は、弁護士として企業法務に関して高い実績をあげられており、また経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
 (2) 当行社外監査役の就任期間
 宮澤建治氏は、平成18年6月より当行社外監査役を務めており、その就任期間は本株主総会終結をもって8年となります。

- (3) 当行は、現行定款第39条に基づき、宮澤建治氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。また、同氏が原案通り再任された場合、現契約を継続する予定であります。
- (4) 会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。

以 上

<インターネット等による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成26年6月19日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- (1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
 - (2) 携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。
5. 議決権電子行使プラットフォームについて
- 管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

<システム等に関するお問い合わせ先>

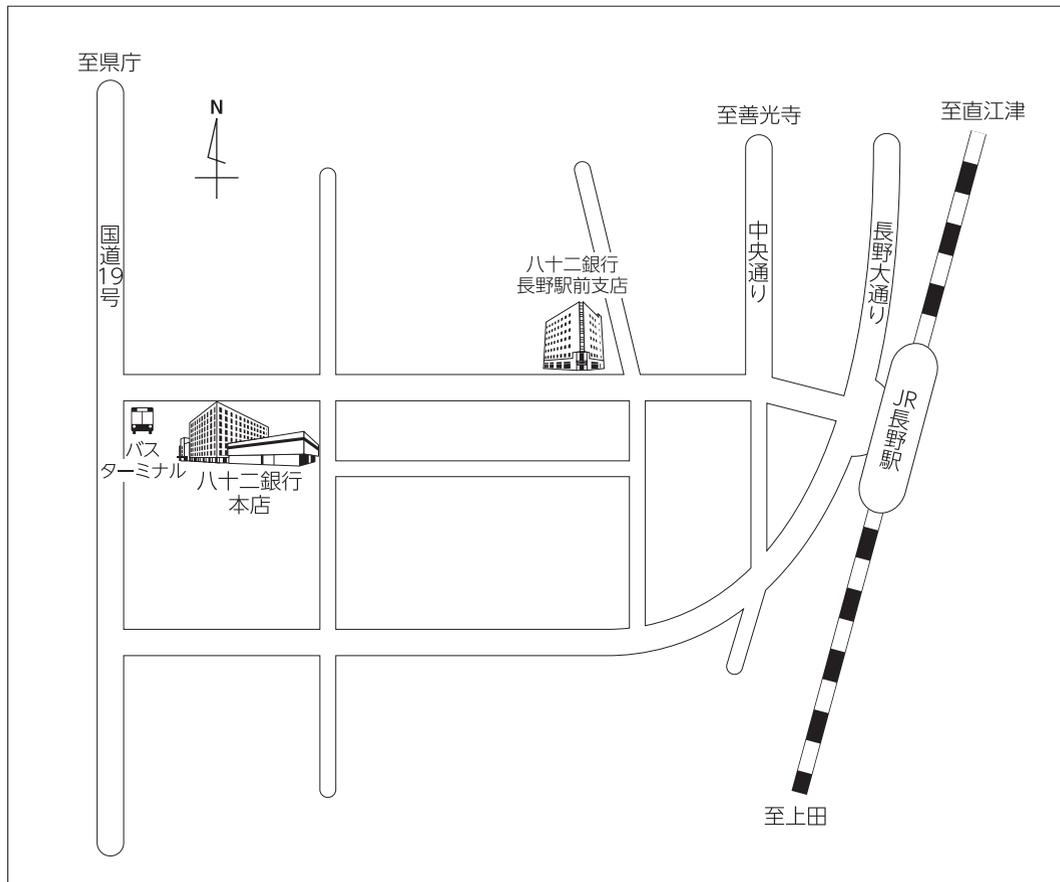
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・ 電 話 0120-173-027（通話料無料）
- ・ 受付時間 9：00～21：00

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 長野市大字中御所字岡田178番地 8
八十二銀行本店 3階 大会議室
電話026-227-1182 (代表)



JR長野駅善光寺口より徒歩約10分

・お願い

株主総会当日の駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。